

第413回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和4年5月10日（火）午後1時30分～同4時22分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

2 報告事項

- (1) 大中型まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議について
- (2) その他

3 議事

第1号議案

令和4管理年度における特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

第2号議案

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについて（諮問）

第3号議案

秋田・山形両海区入会協定について

第4号議案

新潟・山形両海区入会協定について

第5号議案

新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提出議題について

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

会長代理 池田 亀五郎

委員 鈴木 重作、本間 和憲、佐藤 一道、伊原 光臣、佐藤 栄一

山形県漁業協同組合総務部指導課

課長

佐藤 健

山形県農林水産部水産振興課

課長

佐藤 年彦

山形県水産研究所

所長

阿部 信彦

山形県庄内総合支庁水産振興課

課長
課長補佐
月峯船長
機関長

加賀山 祐
高橋 伸明
菅原 雅直
齋藤 勝三

山形海区漁業調整委員会事務局

漁業調整主査

佐藤 由夏

海区漁業調整主査

大川 恵子

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第413回山形海区漁業調整委員会を開会します。初めに会長より御挨拶をお願いします。

事務局 これより第413回山形海区漁業調整委員会を開催します。今回は年度当初の委員会ですので、水産関係の人事異動について、加賀山水産振興課長から御紹介願います。

加賀山課長 (県職員の人事異動について報告)

事務局 はい、ありがとうございました。では次に、会長より御挨拶をお願いします。

会長 皆さん連休はどのようにお過ごしだったでしょうか。酒田のゴールデンウィークというのはだいたい荒れるというのが相場で、私は残念ながら連休中1日も出航できませんでした。知床の事故のことが相当我々釣り人の間でも影響しているようで、実は5月5日に出ようと思ったのですが、一応予報は2メートル～1メートル、まあ2メートルといつても落ちるのだから出ようって言ったのですが、いや2メートルと出ているのはまずいだろうと、昔は出ていたのですけどね。ということで、今回の知床の事故は相当釣りのプレジャーボートにも影響しているようです。まあ、昨今のプレジャーボートの出航状況を見ると、やはり燃料が高いので、かなり出航数が減っています。まあこの天気だったら倍は出ているよなというくらいの出航数の減少で、かなりプレジャーボートも自粛しているのかわかりませんけれども、出ていません。ところで、このコロナのために、アウトドア、プレジャーが非常に伸びていて、実は今釣り具の売れ行きが過去最高だそうです。そして、今百円ショップ戦国時代と言われていて、ダイソーが昔から釣り具を作っていたのですが、今実はセリアもキャンドゥも釣り具に参入して、3社で大変な競争です。結果、どうなったかと言いますと、どんどん物がよくなっています、競争原理で。前はダイソーの独占市場だったのだけど、3社競合した結果、いい釣り具が安く、多くの人の手に渡るようになってしまった。結局釣り人口が増えていくのですよ、確実に。これはやっぱりこれだけ増えると、これも一種の漁獲圧の1つじゃないかなと思います。ちなみにYouTubeでは、百円の釣り具を使ってこれに多少手を加えて、いかに高いルアーと同等かそれ以上に釣れるかという番組が大人気です。で、連休何もすることがなかったので、私も百円ショップを回って百円ルアーその他を二、三十個買ってきました。でも出費は三千円くらいのものなのですよ。そんなの高いジグ1本買えば三千円ですからね。ジグ1本買う金でたくさんの釣り具が買えるわけですよ。これはやっぱり釣り人口が増えるわけだなと思いました。ますます漁業の環境は厳しくなるようですけれども、まずここは漁業者一致団結してやっていかないと。あと、燃油問題なり、そういうしているうちに知らないうちに北朝鮮からしょっちゅうミサイルが飛んでくるし、ますます日本海側に限らず、漁業環境が厳しくなっていると思いますけれども、いろんな情勢が落ち着くまで今は辛抱のし時だと思いますので、皆さん今

今日は1日御審議の方御協力よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により、会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。では会長、指名をお願いいたします。

議長 はい、では、伊原委員、本間委員、このお二人にお願いしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、お二人、よろしくお願ひします。

事務局 報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(委員に配布した資料が揃っているか確認した。)

それでは会長、議事の進行をお願いいたします。

議長 はい、本日出席の1名は伊原委員、もう1名は本間委員、このお二方からお願ひしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、お二方よろしくお願ひいたします。

事務局 はい、それでは、報告及び議事の前に配布資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認を行った)

では会長に進行をお願いいたします。

議長 はい、それでは本日の報告事項から行いたいと思います。報告事項の1番目、大中型まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議についてということで、これにつきましては事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 大中型まき網漁業者と沿岸漁業者との操業に関する話し合いや情報交換の場として、水産庁が主催して毎年調整会議を開催しており、海区委員会の委員の方にも立ち合い的な立場でご参加いただきました。

例年、飛島沖と大瀬沖の2つの会議をしておりましたが、昨年は飛島沖の会議は書面での情報共有のみ、大瀬沖の会議はZoomによる開催となりましたが、今年度は報告1の資料にありますとおり、コロナウイルスの感染拡大が収まらないことや、最近ではトラブルには至っていないことから、書面で注意事項を関係者で確認するということになりましたので、ご報告させていただきます。情報共有等ありましたらまた御報告させていただきたいと思います。以上です。

議長 ただ今の報告、まあやらないということなのですけれども、これについて何か御質問御意見等あれば、やらないものをやるというわけにはいかないでしょうけど。よろしい

でしようかね、そういう状況のようですので。

一同 (特になし)

議長 また来年以降に期待してということにしたいと思います。ではその他としまして、委員の皆さんから何かありましたら。

一同 (特になし)

議長 事務局から何かありますか。

事務局 いえ、ないです。

議長 はい、じゃあ報告事項についてはこれにて終了ということにしたいと思います。

議事

第1号議案 令和4管理年度における特定水産資源(くろまぐろ(小型魚) 及びくろまぐろ(大型魚))の知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)

議長 次に、今日は議案が5つあります。では第1号議案、令和4管理年度における特定水産資源(くろまぐろ(小型魚) 及びくろまぐろ(大型魚))の知事管理漁獲可能量の変更についてということで、これは諮問案件となっております。水産振興課の方から説明をお願いいたします。

加賀山課長 では、諮問となりますので、諮問文の方を読ませていただきます(諮問文を読み上げる) 詳しくは担当の方より説明させていただきますので、御審議の方どうぞよろしくお願ひいたします。

大川主査 では、諮問文をめくっていただきまして、漁業法第16条第5項の規定に基づきまして、くろまぐろ(小型魚)に関する令和4管理年度における数量の変更の公表案を記載しておりますのでご覧ください。

山形県知事吉村美栄子の後に具体的に定める内容を記載しておりますので読んでいきますが、くろまぐろ(小型魚)に関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月末までの期間をいう)における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。1としまして、都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、これは、国が山形県に定めた数量になりますが、22,500キロと定められております。当初配分としては、当初が12,700キロでしたので、当初より9,800キロの増となっております。この内容について詳しくはのちほど説明いたします。

2としまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、知事管理区分としまして「山形県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業」と「山形県くろまぐろ(小型魚)定置漁業」の2つの区分としております。前回までこの区分に「(小型魚)」が抜けておりましたが、区分についても「(小型魚)」を記載するよう水産庁の指導がありましたので、そのように改めております。「山形県くろまぐろ(小型魚)定置漁業」に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分するということで、当初と変わらず200キロの配分案としております。そして残りを全量「山形県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業」に配分するという案としております。

くろまぐろ（小型魚）については詳しくはまた後程御説明させていただきますので、次にまいります。

次のページにまいりまして、くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における数量を定める公表案を記載しておりますのでご覧ください。山形県知事吉村美栄子の後に具体的に定める内容を記載しておりますので読んでいきます。くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月末日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

1としまして、都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということです、国が定めた数量13,100キロを記載しております。当初配分が10,400キロでしたので、2,700キロの増となっております。

2としまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、小型魚同様区分にも「（大型魚）」を記載する形にあらためております。「山形県くろまぐろ（大型魚）定置漁業」に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分するということで、100キロの配分案としており、これは、当初と同様の数量になります。そして残り13,000キロを全量「山形県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業」に配分する配分案としております。

今日、参考としてお配りさせていただきました、令和3年度と令和4年度のくろまぐろ漁獲可能量の配分についてという資料をご覧下さい。上に小型魚について、下に大型魚について記載しております。上の小型魚の方からご覧下さい。表の左に配分の種類を記載して令和3年度と4年度の数字を並べて記載しております。

まず、当初の配分でございますが、3月の委員会でもお話しましたが、従来の8,800キロから令和4年度では12,700キロと3,900キロ増加しています。国際的な増枠が認められたのは大型魚の15パーセントでしたが、全漁連から沿岸漁業に小型魚を配慮してほしいという旨の要望があり、単純に大型魚を増やすだけではなく、一部大臣許可の小型魚と都道府県枠の大型魚を交換して配分に回したということで、都道府県の小型魚枠が増えたことによるものです。

当初配分の下には繰り越しに伴う追加配分について記載しておりますが、自県の繰り越しは前年の当初配分の10パーセントを上限として認められており、令和4年度も前年同様800キロです。

次に国の繰り越し分ですが、配分の仕方が変更しています。まず、漁獲のある都道府県への一律配分がなくなりました。

そして、令和3年度は都道府県の全体の追加配分数量から一律配分とメリット措置を差し引いた残りを当初配分ベースで分けるという分け方をしていましたが、令和4年度はまず全体の追加配分数量を半分に分け、半分を令和3年の当初配分比率で配分し、残り半分をメリット措置に充当して配分となりました。令和3年度の消化率メリットは全体で50トンと決められていましたが、令和4年度は追加配分数量の半分のうち譲渡メリットに充当した残りということで、約207トンを消化率メリットに該当する都道府県19で山分けという形になったため、10,900キロという大きい数量が消化率メリットとして本県に配分されることになりました。それに当初配分ベース比率配分が1,100キロ加わり、令和4年度の小型魚の配分として25,500キロとなりました。

次に大型魚についてですが、当初の配分でございますが、3月の委員会でもお話しましたが、従来の9,600キロから令和4年度では10,400キロと800キロ増加しています。

自県の繰り越しとしては900キロ、12月に大臣許可漁業から無償で譲り受けた小型魚の一部を他の都道府県の大型と交換し、それを繰り越したものです。

次に国の繰り越し分ですが、配分の仕方が変更しています。まず、令和3年度は追加配分数量から譲渡メリット、消化率メリットのメリット措置を差し引いたものを最大実

績の一定割合まで配分していました。それを令和4年度は追加配分数量を三等分して、最大実績の一定割合までの配分、最大実績比率での配分、メリット措置での配分としました。

まず国繰り越しの一番上から、最大実績の一定割合までの配分、これが非常にわかりづらいと思いますが、最大実績は本県では9トンでしたが、令和3年度はそれに5トンプラスしたもので補正して計算上14トンとしてその最大実績の一定割合までの配分を認めるというものでした。割合はどれくらい配分できる枠があるかで左右され、令和3年度は97パーセントまで配分とされたので、すでに配分されている9,600に足して97パーセントまでの配分となるよう計算され、3,900キロの配分となりました。しかし、令和4年度は最大実績の78パーセントとされ最大実績の補正もなかったため、最大実績の一定割合まで配分というのは配分0となりました。

最大実績比率配分は令和3年度にはなかった計算ですが、全体の3分の1を最大実績比率で計算して本県には400キロという配分になりました。

譲渡メリットは小型魚を大型魚に変更した後100キロを譲渡する機会に恵まれたので今回100キロが配分されました。消化率メリットは消化率8割を超える県が24あったので、メリット措置の全体数量から譲渡メリットを差し引いた残り31.2トンを24県で分けて1県1,300キロの配分となりました。それで令和4年度の本県の大型魚は計13,100キロとなっております。説明は以上でございます。

議長 ただいまの非常に複雑な説明でしたけれども、皆さんこれについて何か質問、御意見等ありましたらお願いします。素朴に、国に対する割合的については大型魚が多いのに、なんで山形県では小型魚が多いのかとか、素朴な疑問が出てくるのですけれども。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 あの、今回ようやく数字が出てきたのですけど、この数字が基本的に提示が遅いのではないか、水産庁から数字が来ないゆえに県でも動けないという事情は分かりますけど、もう少し早めに動いてほしいというのがあるので、時間的な流れをもう少し早めることは可能でしょうか。

議長 どうでしょうね、水産庁の仕事ですからね。事務局何かわかりますか。他のことについても遅いですよね、例えば広報活動に関してとか。

事務局 広報活動は遅いのはあるのですけど、このくろまぐろについては、まず集計が終わらないと全体の数字が確定できないというのがありますので、どうしても時間はかかるてしまうものと思います。繰り越し分がかかるのです、直前まで漁獲されている県もありますので。

議長 各都道府県の足並みが必ずしもそろわない、で、どうしても繰り越しを計算するうえで1番最後のデータが出たところに合わせるしかないと、そういう結果ということですか。

大川主査 全部出そろう必要があるということです。

鈴木委員 でもまあそこの事情はわかりますけど、このマグロだって漁期がだんだん早まる可能性だって0ではないし、今、国、県、海区で承認して浜に数字を落とし、実効性の

ある数字になるという順序になるのであれば、もう少し何らかの、繰り越し分でどうしても時間がとるのであれば。何らかの山形県の方法ってあると思うのですけど。漁がはじまりそうになっているのに全然数字がないということで何人かの漁業者からはなんで話し合いをしないのか問い合わせがあったそうです。今後やっぱり水産庁の言い分もわかりますけど、山形県の現状も訴えつつ、早く作業ができるような何らかのシステム作りというのが普通かなと思うのですけど。

議長 実際、山形県で漁に入るのは5月の下旬からですか。

鈴木委員 んん。

議長 ですよね。もう日がないわけですよね、確かに。

ただ、これ、水産庁に要請したところで、現状どうしようもないなということになると、なんともしがたいと思うのですけど。これ各都道府県から集計がなかなか数字が集まらないとかいった実態はあるのでしょうか。そのへんの事情はわかりませんよね。

大川主査 かなり急いでもらっての、4月下旬位に出そろって数を修正してというところだと思います。

議長 実際の作業時間は連休もあるので、1週間くらいでささっとやっているのかな。

大川主査 そうですね、集まってきたら迅速にやっていると思いますけど。

議長 結局集計といつても、それを繰り上げるわけにはいかないからやれることに限界があるのででしょうね。

鈴木委員 いや、だからそこの現状を全部否定して新たなシステムづくりをしろというわけではないのですけど、魚が人間の思惑どおりに動いてくれるかというとそうではないということを視野に入れた場合、もう少し早めの対応をというのはできるのではないかとは思うのですけど。

議長 まあ、全然違う分野の話ですけど、農業で言えば、仮換地がある、本換地があると、仮換地的なものをやれないかということですか。つまり、途中経過を見て、暫定値を公表してほしいと。あくまでも暫定数値であって、後で修正されるのだけれども、おおよその目安にはなると。目安がほしいということですかね。鈴木委員の言っていることは。

鈴木委員 目安でもあれば。だから、ある程度配分方法が固まってしまって、それで数字をはめこめばすぐ操業できるというのならいいんですけど、そうじゃなくて、例えば数字の使い方あるいは操業方法の使い方なんか毎年毎年仮に違った議論になった場合は数字がないがゆえに、話が前に進まないという問題が出てくるものだからって、そのへんを踏まえればある程度暫定的な数字でもいいんですけど、数字があっての配分の提案というのはどうかと思います。

議長 要するに、予想数値みたいなものを1月くらい前に出してもらわればありがたいということですかね。配分予想であれば、不可能じゃない気もするのですけどね。必ずしも最終集計でなくても、9割がた集計が出れば、おおよそのところは決まってくると思うので、そういういた配分予想をシーズン前に出してほしいということを要請か何か可能なのかなという気もしないでもないので、事務局と私とで検討して水産庁の方に全漁連なり水産庁なり何らかの方法でお願いできなかどうか検討してみたいと思います。

鈴木委員 付け加えますけど、漁協なり行政が管理できるシステムであればいいのですけど、全然管理能力0の中で漁業者が話し合ってこれを管理しなければいけないという中で、今10日もすればもしかしたら漁が始まるかもしれない中でこの方法はちょっと問題があるということでおろしくお願ひします。あと、もう1点確認ですけど、消化率メリットですけど、これは消化率80パーセントから99パーセントの県が対象という認識でいいのでしょうか。

大川主査 8割以上ということなのでそうです。

鈴木委員 例えば75パーセントだったらこの消化率メリットはないということで。

大川主査 ないですね。

鈴木委員 はい。今これでだいたい6～7年はなるのですが、まあ管理に関して本当に大川さんから汗出るようなご苦労をしてもらってうまくスムーズに管理いってますけど、レジャー船の問題もあり、漁船もだんだん増えてきて、今後山形県としてはこのマグロを課長さんもいるようだから、県庁の担当者的人がどう思うか、酒田の現場の課長はどう思うか、それをちょっと今後の管理方法というか、考え方でいいから聞きたいです。

議長 県の方今の鈴木委員の意向はわかりましたか。今もしそれについてコメントできることがあればコメントいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

佐藤課長 マグロの考え方ということですけれども、現状、国際的に枠がはめられている中で、山形県に配分されている枠というのは決まっているわけですので、それをいかに有効に活用するかというところをまず考えていくべきなのだろうなというふうに考えております。ですので、今、現状行っている配分の仕方というのと、これからマグロを獲る人が増えていく、あるいは、レジャー船の管理という話もありますけれども、まず今配分されている中でいかに有効に活用するかというのを考えていくべきなのだろうなというふうに考えております。あと、配分の地区への方法については、今までいろいろ配分の仕方を考えながら進めてきているわけですけれども、より良い方法、お互いが納得できる方法で配分方法についても改善しながらやっていくというふうに考えております。以上です。

議長 鈴木委員いかがですか、今の話。具体策ではなくてやや抽象的だった。

鈴木委員 無難な答えだと思います。

議長 1つの問題として、消化率メリットってありますから、山形県はこの消化率をなんと

かキープしていきたいということがあるのでしょうね。そうすると、県内でさらにまた配分を決めますけれども、そのへんを柔軟にやりとりとか、それも早い時期にやっていって、なるべく消化率を上げていくという、それで常にこの消化率メリットを山形県はいただこうというふうな施策というのが必要だと思うのですよね。それなりに山形県というのはまとまりのある地域だと思うので、そのメリットを生かしてなんとか80パーセント以上の消化率をこれからもずっと続けていけるようにしたいと思うし、そのための施策ということももう少し具体的に考えていくことがあるのかなというふうに個人的には思いますけどね。はい。他にいかがですか、この問題に関連して御意見等ありましたら。

議長 あと、レジャーボートについては、まあこれは都道府県単位ではありませんので、レジャーボートはあくまでも全国でいくら獲ったら決めるという話ですので、山形県独自でレジャーボートの規制ということにはならないと思うのですけれども、今シーズンからはバグリミット制度ができて、30キロ以上の大型魚については1人持ち帰り1尾ということになりましたので、これをいかに徹底していくかということだと思いますけど。ただ、レジャーボートの方にまだ、30キロ未満は獲ってはいけないということは去年からなので皆知っているんですけど、30キロ以上は1人1尾というのがあまり知らないのですよね。レジャーボートの人たち。だから、その点についての国の広報活動が遅れているのではないかなどという気がしてならないですよね。水産庁のホームページ見ればわかるだろうというかもしれないけど、ホームページを見るかどうかは個人で差がありますので、それ意外と皆知らないので、あと20日しかないじゃないですか、6月1日まで。大丈夫かなという気が正直するのです。それで、私、勝手にキャッチフレーズを作ったのですけど、「より多くの人が、より多くの地域で、より長く釣りを楽しめるための新ルールですよ」というキャッチフレーズを私が作って、これで宣伝したらどうかと大川さんに言ったのですけど。せめて山形県の広報には私のもの、3つの目的のための制限だよ、ガマンだよというようなことをぜひ前面に押してそのへんを普及していかないともう6月1日の段階で、え、初めて聞いたという人が多いのではないかと思うので、ちょっとそのへんの広報活動を頑張ってほしいなと正直思っていました。周りの人間に聞いても意外と知らないです。テレビなどで流れたことってあるのですか。私はあまりテレビ見ないので、テレビで流れたのを見たことがないのですよね。

鈴木委員 いいですか。この1人1尾持ち帰りって話は出てたのですけど、これ決定なのですか。

議長 なっていますよ。各3ヶ所の広域漁業調整委員会の委員会指示でもう出ています。

鈴木委員 諮問案件であったのではなくて。

議長 もう確定しています。6月1日に適用されることが3月に決まっていたのに、知れ渡っていないというのが実態なのです。

鈴木委員 じゃあ、これを山形県としてはどうやって管理するのですか。前も言ったように、これはすごい問題が多いって言ったはずですよね。ただボールだけ投げてあと勝手にお前らキャッチボールしろではうまくないだろう。

議長 結局やれる方法としては、やっぱり帰港する船のチェックしかないですよ。沖合で船をチェックできないですからね。

鈴木委員 いや、だから、前にこの委員会で明石の問題から遊漁の問題からいろいろ言つたって、最初はいいだろと適当にボールを投げて、山形県なんか特に全然ものの管理もしないのだから。言葉は悪いが、ずるくした人が、それが常態化し、ルールがあつても守れないルールということに、山形県どれほど事例があるのか。そんな中でこれをすぐどうぞって言って、これをちゃんと管理するシステムを同時進行していかなければ無理だと思います。だから、レジャー船のない地区はいいよ、県はいいよ、山形県はこれだけ大瀬があって、飛島があって、これだけレジャー船がいて、どうやって管理するのか。できますかと言つているの。

議長 まあなかなか大変ですよね。特にマグロ釣りする船は年々増えていますからね。少なくともやっぱり帰港時にモニタリングするようにしないと、なんぼ持ってきててもわからないだろというふうな、そういういた順法精神に欠ける人たちが出てくる可能性も否定できないですよね。

鈴木委員 いや、だから、海をみんなで利用すればいいし、みんなで使えるものなら使ってもいい。ただ、そこそこには何回もいうがルールがあり、それを守れるシステムがあつて有効に使ってもいい。だが、それが機能しない現状であるなら、当然そこには飴とムチを多用して守らせるシステムでなければ、最初はいいよ、何年かは。あとだんだんこれがマンネリ化して、常態化して、無秩序な状態になる可能性が大と断言します。今の山形県の状態であれば。

議長 いや、山形県の状態じゃなくて、要するにこれは国の考えですよ。私は去年の4月30日の広域漁業調整委員会の会議で、全国で初の発言をしたわけです、このバッゲリミット制について。その時は水産庁は、そんなものはあくまでも参考意見ですねということで、けんもほろろだったわけです、正直なところ。ところが、今年の3月になっていきなりそれを新しい委員会指示にしますと言つてきたわけですよ。ということは、どういうことかといふと、全く準備をせずに、そのバッゲリミット制度をちょうどいいじゃないかといって飛びついでいることですよ。

鈴木委員 いや、だから前の委員会でもいったけど、そのシステムを運用するための方法もちゃんと提示しながら、議論しながらこれを支えましょうって、だからって。

議長 そうすべきだったのだけれども、その議論を水産庁は一切せずにいきなり委員会指示案の改正案ということで、ボンと出したわけですよ。だから、これは当然実効性があるのかと議論になりました。でも水産庁は、そこは何も明確な手段は示さずまず結局はみんなでやっていきましょうと、見てきましょうということになった。それで、実際私の4月30日の発言を見てもらえばわかるのだけど、私はこれがすぐに実行できるなんてことを思つていません。私よくものを知っていますから。だから私は、準備をしましょねと、将来に向かってそういうことをやっていきましょうねと私はいったのだけど、その発言をどう考えたか知らないけど、水産庁はいきなり半年後にボンと新しい委員会指示案にしちゃったのですよ。だから、当然水産庁に準備不足が出てくるのは当たり前です。こんなやり方をやっていれば。だから、どうやって実行するのが難しいかと

ということを私はよく考えずに実行に移してしまったのではないかと思ってならないです。私はいますぐやれとは言ってないですから。準備が大変なのはわかっていますから。ただ、将来的にこういうことを検討してくれと言ったのです、私は。議事録にそれは残っています。でも、実際は検討を経ずにいきなりボンとやっちゃったわけです。だから、鈴木委員のいうことはわかります。でも、そこを水産庁は十分に検討を経ずに実行してしまったというのが私の実感です。私がもう来年からやってくれと提案するのだったら、そこまで踏まえた発言していますよ。私はそうじやない、あくまでも将来的な課題としてこういう方法を検討してほしいと私はお願ひしたのです。

鈴木委員 だから、ボールが投げられてしまったのならしょうがないが、じゃあ山形県としてどういうふうに飛島、大瀬、プレジャー関係をうまく管理しながらトラブルないようにある程度規則を守ってもらえるため管理できるかということを、そこは早急に議論し、山形県にできなければ新潟から水産庁を呼んで浜回りさせればいいし、これだけ水産庁が投げやりなことをするのであれば、週1で来てもらって岸壁周りしてもらってもいいのではないか。だから、他県にはない山形県の事例をやるケースを作ればいいだけのことだから。

議長 やっぱり、帰港時のアンケートなりモニタリングなりが1番効果的だと私は思います。でも、そうやって、去年でしたっけ、広域漁調、水産庁で来た時に船から誰も降りてこなかつたということがあったので、そういうことを見ても、やはり帰港した船にモニタリングするということは効果があるのだと思います。みんなだって後ろめたい思いで来ているわけですから。ただ、それが、誰もチェックしてくれないと後ろめたい気持ちがだんだんになりますよね、人間どうしたって。これ、県単独で動くことについては、広域漁調でやるっていっているのでしたか。県単独で動いては困るというような、広域漁調で動くというようなことを言つていませんでしたか。特に去年は30キロ未満を持って帰つてきているのではないかと問題になつたわけだ。あれは県じゃなくて、それは広域漁調の指示なので広域漁調の方でじゃあ調査しますということになったというのが私の記憶なのだけど。

事務局 基本的には広域漁調の指示なので、広域漁調は必要に応じて調査すると明確に書いてあるのですけれども、関係都道府県に必要に応じて協力をお願いしたいということはある。

議長 広域漁調の仕事で、広域漁調が広域漁業調整委員会の構成メンバーで都道府県に降らなきゃダメということかな、仕事としては。

事務局 まあ、そうですね。

議長 それがなして、山形県単独の行動ができないということでしょう。機関が違うから、広域漁調のマターと都道府県単位の海区のマターと違うから。ということになるのではないか、県の方いかがですか。

加賀山課長 はい、考え方としては、今、会長がおっしゃったとおり、広域漁調の仕事ということになります。ただ、まあ、協力は都道府県でもとなっていますので、そのへんは確認がまた必要だと思います。そのへんは、昨年度も何度かやりましたが、そういうた

ことを労力、物理的な限度はあるのですが、また今回も、周知も含めて先ほどはルールも周知も今1つだということもありましたので、それも含めたことを検討させていただきたいと思います。今のところ、そこまでしか発言できませんが、よろしくお願ひします。

議長 はい、わかりました。鈴木委員、そういうシステムになっているようで、まあ御不満はわかりますけど。

鈴木委員 いや、システムを全否定するわけがないし、しょうがないかもしれない。ただ、何回も言っているが、マグロ規制が始まつて、水産庁がどれほど頭を悩ませているかわかるし、浜も水産庁の意向を常に聞くがゆえにどれほど翻弄されてきているのかと。もうだんだん浜も利口になろうよ。だからって、何回も言うけれども、水産庁を動かせばいいのだから、だから、モデル事例を作つて、山形県はこれだけしてますよということでやって、全国にそのシステムを示せばいいだけのことだから。だから、そうするためには、山形県ではどうすればいいのかと、どうしようか、どういうのかいいかということを議論しながらやっていくべきで段階に来ているのではないですかといつてはいるのだ。だから、水産庁の意向は意向としていいけど、顔色をうかがう時期ではもうないという俺の考えです。

議長 はい。委員会に行くとですね、本当に実効性があるかということは必ず議論になるのですよ。ところが、最後のまとめ方というのはいつもどうやってまとまるかというと、不備な点があるのは重々わかつてますけど、まずはスタートさせてくださいと。で、結果を見てくださいと。それで、結果を見ながらまた改善点があつたら改善していきましょうという、一見、とても前向きな発言のように聞こえるのですけど、裏返すと裏付けはないけどまずやってみようやみたいな、なんかそんちょっと責任感に欠けるような、そんなふうな検討の仕方をしてしまうのですよね。私もいつも歯がゆく思うのですけれども、それをなんとかしていかなくちゃいけないかなという気はしていますけれども、なかなか、漁業者ほどレジャー船が統率がとれていないことがあるものですから。だから、今回だって、30キロ以上の大型魚については採捕したら報告義務があるのですよね。報告義務も、じゃあ報告したかどうかどうやってチェックするのという、報告率が何パーセントなのかということも果たして調べているのかという問題があるのですよね、実は。私は知っていますよ、ある程度。だって知り合いがマグロの遊漁船やっているから、報告しているかしていないかなんて知っていますけど、この場では言えませんけどね。はつきり言って報告率は低いです。だから、そんなんで本当に規制ができるのかなと前から思っていますけれども、だからそうなるとまた新しい立法論になるのですけれども、レジャー船だって漁業者と同じようにマグロをとりにいくのは許可制にしたら、で、報告しなかったやつは許可を取り消すよといふくらいのことを考えないと実効性のある規制なんかできるわけないのですよ。まあ、そんなことを言ってもなかなか、また山形県の加藤委員が変なこと言ったとか、一応御意見として伺つておきましょうみたいな話になるかもしれないんですけど、なんかそんな感じが正直あります。歯がゆい感じが委員会の時にはしています。でも、まあ、なんとかしていかなくてはいけないとは思うのですけれども。でも水産庁が今年1年これでやらせてくれっていうことなので、まずは様子を見ていくしかないんじゃないかと思うのですけれども、私もいろいろ情報を集めているつもりなのですけれども、みなさんの方からもそういった遊漁の実態、特に違反の事例のようなものを目撃したような情報があれば、そういうものを教

えていただいて、それをこちらの方で次の広域漁業調整委員会に報告する、あるいは全国の漁業調整委員会に報告する、そして検討を求める、というようなことにしたいと思いますので、ぜひいろんな情報があれば教えていただければなと思います。こういうことをあんまり全国会議で皆さん言わないんだよね、他の都道府県で。非常にお上に遠慮しているという雰囲気が見え見えですね。ということで、諮問案件については、結論を出したいと思いますので、諮問案件については、この内容で妥当だということでこの委員会の意見としてよろしいですよね。

一同 (異議なし)

議長 あと1つ私からいいですか。これ、漁業法には何が大型魚で何が小型魚かという定義はないのですよね。で、そのような行政文書について、くろまぐろ大型魚小型魚という言葉を使っていますけど、30キロ未満30キロ以上という注釈はつけなくてよろしいものなのでしょうか。これ漁業法に定義があるのならいいですよ。要は定義がないのであれば、大型魚は30キロ以上、小型魚は30キロ未満と注釈が付くのが正しいのではないかと思うのですが、そのへんいかがですか。まあ学事文書課の仕事だと言われるかもしれませんけれど。1つの規範ですからね、これはね。となると、大型魚、小型魚の定義が何かでできているのなら別だけど。水産庁のホームページには書いてあるけれども、漁業法という法規範には定めがないので、どうなのかなと思っていました。ちなみにもちろん、広域漁業調整委員会の委員会指示には書いてありますよ、ちゃんと。という条件付きで諮問案件に対する意見にしたいなと思ったのですけど。明示してほしい。という意見を付してのこの内容についてこれで異論はありません、その点だけですというようなことで答申しておいてよろしいでしょうか。

一同 (特になし)

議長 はい、ではそのようにさせていただきたいと思います。

第2号議案 特定水産資源くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについて（諮問）

議長 次に第2号議案、特定水産資源くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについてということで、これも諮問案件になっております。これについても、水産振興課の方から御説明をお願いします。

加賀山課長 （諮問文を読み上げる）

大川主査 資料をめくっていただきまして、別紙の方を御覧ください。特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）およびくろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについてでございます。背景といたしましては、クロマグロの資源管理については、我が国は、平成26年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会において国ごとに漁獲枠を設定する決定を踏まえ、平成27年から漁獲枠を設定し、管理を実施してきています。一方、令和2年12月施行の改正漁業法において、漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣は水産政策審議会の意見を、都道府県知事は関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされております。水産庁では

クロマグロの漁獲可能量の繰越による追加配分、融通による配分の変更については、手続の迅速化を図るため、あらかじめ水産政策審議会に配分方法等の案を示し了承を得た上で配分を実施しております、審議会へは事後報告により対応しています。2の令和4管理年度における取扱いですが、本県においても迅速に知事管理漁獲可能量の変更等を行う必要がございますので、以下の3により配分を行うことについて事前に海区漁業調整委員会の了承を受け、配分を実施した直後の委員会において報告を行うという対応とさせていただきたいと考えております。3ですが、先ほどの諮問第238号より後の令和4管理年度における農林水産大臣からの追加配分及び融通による知事管理漁獲可能量の変更についてでございます。漁獲可能量の知事管理区分への配分については、資源管理方針の別紙1-3及び1-4配分の基準を示しており、クロマグロの小型魚、大型魚とともに、本県に配分された漁獲可能量のうち、混獲管理のための漁獲可能量を「山形県くろまぐろ定置漁業」に配分し、残りの全量を「山形県くろまぐろ漁船漁業」に配分することになっております。そのため、当初配分に追加して配分された全量を「山形県くろまぐろ漁船漁業」に配分することとする、県内関係漁業者の要望により融通に係る協議を行った結果、農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の融通の通知を受けた場合は、その結果に基づき、速やかに知事管理漁獲可能量を変更することとする、という対応とさせていただきたいとするものでございます。昨年も追加配分についてお諮りしていましたが、融通に関するものが去年の内容に加わっている変更点でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、要は変更の実施の迅速化のために大型魚についても小型魚についても追加配分量は全て漁船の方に回すと、定置の方には一切回さないと、こちらは固定数値とするという内容です。これについて、妥当かどうかということで皆さんのお意見等をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木委員 今まで定置に大量に入ったという実績はないんですけど、仮に入った場合どう対応するつもりですか。

議長 だから、水揚げさせない。

鈴木委員 水揚げをしてカウントする。

議長 入りすぎた場合でしょ、オーバーした場合でしょ。

鈴木委員 ううん。

議長 じゃなくて。

鈴木委員 ああそうか、県の枠範囲で、それで管理するということですね。定置に入っても。

議長 はい。たくさん入ったら出すしかない。で、マグロだけ出せなかつたら中のもの全部出すという、前から問題になっているね。

鈴木委員 うん。この枠内では水揚げしてもいいし、そこを超えるものは逃がしなさいとい

う。

議長 そう。よろしいですか。はい。この件について他にありますか。

鈴木委員 あと1点。今年のこの小型魚と大型魚の漁船漁業の管理方法ってどうなっているかわかりますか。数量の管理、操業のやり方というか。今日話し合いしたとかって情報があるのだけど。

大川主査 県としてはこの数量なのですけれども、漁船漁業の小型魚25.3トン、大型魚13トンが漁船漁業のですけれども、小型魚については地区で割り振って、その地区のこの数量というのは地区ごとに守って管理することになっています。大型魚については、おむね13トンの7割というと9,100トンなのですが、8トンから9トンの間でおむね7割のときに一度ストップして残りの数量をどうするか再度話し合うということです、なっておりました。

議長 その方法は従来と同じですか。今年になって変わった方法はあるのですか。

大川主査 基本的には従来の方法と同じです。

議長 配分方法というか、時期あるいは比率は従来どおりということでいいですか、何パーセント獲ったら黄色信号とか、何パーセント獲ったら赤信号とか。

大川主査 黄色信号と赤信号とはまた別で、割り振らないけれども、みんなプールしてとりましようというのが7割まではどこの地区のどういった獲り方でもいいのでオリンピック方式でみんな獲りましょうというのが7割、残りの3割はどうするかというのは、また3割残りになつたら考えましょうという漁業者の中での約束というか、ということです。

議長 さっきの話し合いの中で、ちょっとうまくいかなかつたので地区別に割り振るという案もあったけれども、それと違うだろうという話になって、去年と同じになりました。

伊原委員 小型魚に関しては、係数をはえ縄船が1、一本釣りが0.09で、その係数を全船を100として割り振った数というのは去年と同じです。各地区で割り振った分はそれをどうするかは各地区で決めると。あとは大型魚は、13トンの70パーセントで、去年は1日に何トンも揚げたものだから超えてしまったのです。集計する前に超えてしまったものだから、そういうことがないようにどうしましょうということで、できるだけ情報をはやく入れると。あとは、私途中退席したものだからとの調整はわからないけれど、とにかく安全をみて、できれば手前で止めましょうということで、残りは前年度までは飛島は秋になって獲れるから、獲れないところへ配分しましょうと、そういう話になります。ただ、やっぱり各地区に大型魚も分けるのだという案はありました。事前に話し合っていたけれども、取り残したらそれは消化できないわけだ、そういうものを考えると、去年と同じ7割にしましょうと、去年と同じ消化できない恐れがあるということでそんなふうに決まりました。ただ、去年の失敗を繰り返さないためには、できるだけ集計を早く正確にやると、そういうことをしないと、1日遅れればその分ポンと超えてしましますので、そのへんはきっちりやりましょうということで終わっています。

議長 ただ、特定の1日にダーツとくるのがマグロですよね。ないとも言えないですね。はい、わかりました。ということで、諮問案件自体は特段問題がないと思われますが、いかがでしょうか。諮問内容はよろしいですね。まあ、考え方によっては、増枠は全て定置と漁船に均等比率でという案もないとは言いませんけど、一応ここは定置は固定数値にして全て漁船漁業にということなので、委員会としてはそのような配分で特に問題ないということによろしいですか。

一同 (異議なし)

議長 であれば、委員会としてはこの諮問内容で妥当であるというような回答をしたいと思います。

第3号議案 秋田・山形両海区入会協定について

議長 次に3号議案に移りたいと思います。毎年協定しております、秋田・山形両海区入会協定について、これは事務局の方より御説明をお願いいたします。

事務局 資料3を御覧ください。秋田・山形両海区では毎年ごち網漁業の入会協定を結んでおります。こちらの資料にお示ししている協定については内容的には例年と変わりございません。ごち網の入会につきましては、平成15年から双方の入会許可の実績はありませんが、両海区の友好関係を保つ意味からも協定締結を継続してきているもので、今回も協定を結んではいかがかというものです。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 每年同じ内容で協定を結んでいることですけれども、何かありますでしょうか。

伊原委員 あの、情報として、別件のことできちんとあったのですが、山形、秋田両県の県境から292度はいいのですけれども、行政区の県境というのが、何しろ断崖の人が立ち入れないところなものだから、どこの岩なのだろうというのが、女鹿地区と砂川地区で昔はこうだったとか、正確な場所がわからないと。それで先日地元の人たちが集まって決めたみたいなのだけれども、実際は違う石のところで県境を引いています。ごち網はここに入ってもないから、沖合だから関係ないのだけれども、県境の陸上は線があるのだけれども、どこの岩で県境なのかという話題で、地元で合意になったみたいなのですが、そういう話があるということだけ、情報です。

議長 なるほど、ありがとうございました。確かにごち網は関係ないですね。では、この協定については、実績がないというのはあるのですけれども、山形、秋田の友好関係の明石でもあるという話が以前からありますので、これにつきましては今年度も協定を締結するということで御異議ありませんか。

一同 はい。

議長 はい、では賛成多数ということで、協定を結ぶ作業を進めさせていただきたいと思います。

第4号議案 新潟・山形両海区入会協定について

議長 続きまして、第4号議案、新潟・山形両海区入会協定について、これについて事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 はい。資料の4をご覧ください。令和4年度の山形・新潟両海区における小型機船底びき網漁業入会操業協定についてです。新潟県とは毎年小型機船底びき網漁業の入会を行っておりまして、協定内容をお示ししております。内容としましては、従来と変わらず、日付のみ変わっています。御参考に資料4参考としまして、令和3年度の入会許可の状況をお示ししております。新潟から山形への入会許可は全部で10隻、山形から新潟への入会許可は全部で11隻となっております。双方の海区の漁業者が必要としているものですので、今年度も新潟海区との協定締結について了承いただきたいものです。ご説明は以上ございます。

議長 はい、これについても例年と内容については変わっておりません。この件につきまして、何か御意見御質問等あればお願いします。

一同 (特になし)

議長 ありませんね。では、今年もこの従来どおりの内容で協定締結ということでおよしいですね。

一同 (異議なし)

議長 はい、みなさん御異議ないということなので、今年もこの内容で新潟、山形の入会操業についての協定締結というふうにさせていただきたいと思います。

第5号議案 新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提出議題について

議長 では、第5号議案にうつりたいと思います。第5号議案、新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提出議題について、これは仮に開催されなくても書面での協議を行いますので、これについて議論したいと思います。これにつきましてまず事務局の方より御説明をお願いいたします。

事務局 今年度の新潟・山形・秋田3海区連絡協議会については、今年度はどうかということは具体的なものがまだ来ていないのですけれども、例年夏に対面で開催しているところで、令和2年度と3年度については、コロナの影響で書面による協議のみとなりましたけれども、今年度を新潟海区にお聞きしましたところ、場所や時期も未定だけれども、7月に開催する方向で考えていきたいということでございました。

今回、資料5、ご用意したのは過去の3海区連絡協議会での提案・照会する事項についてまとめたものでございまして、急な話となってしまいましたが、委員の方から3海区連絡協議会でとりあげたい照会事項がございましたら、ご提案いただきたく思いますので、御意見あればお出しitいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 令和2年度は山形県が開催県だったのですが、コロナの関係で書面、令和3年度は秋田県が開催県だったのですけれども、コロナの関係で書面、令和4年度今年はまた新潟県に戻る格好になりまして、新潟でやるかもとのことなのですが、一応やる前提でいつ

ているのですか。

事務局 今のところはやるということで。

議長 では、実際やるという前提で、不幸にしてできない場合もこの協議会の書面協議は行いますので、山形県から議題を出したいということなのですが、過去のテーマと重複して悪いということはないのですけれども、まあできたら目新しいものというか、時代にあったもので、もし何か提案できればと思うのですが、皆さん何かお考えありますでしょうか。

鈴木委員 いつもこの会議で思うのだけど、新しいことについての議論というのは当然必要だろうし否定しないが、ただ1年こつきりでその議論しても、互いに傷のなめ合いでチャンチャンで終わりのパターンが多い。だからやっぱり今後、この問題を日本海3県はどうするのか、あるいは水産庁をどうやって、漁調連をどうやって、とそこまで議論を深めて変えていくくらいのエネルギーと知恵を絞っての3県会議というのに臨みたいです。新しい話題は話題としてもいいのだけど、どうしても、例えばマグロの問題でもいいし、ただマグロの規制だけでなく、じゃあ掘り下げて山形県としてはどうだ、秋田はどうだ、新潟はどうだ、その掘り下げた議論を継続して議論して、それを今度国なり漁調連に上げていくというような、そういうようなシステムづくりじゃないと、ただ傷のなめ合いなら俺は意味がないと思う。まあ、友好は必要だけど、そんな会議意味ないという側面もあるのではないかなと一言言いたいです。

議長 まあ3県連合で提案できるようなテーマを掘り下げて、それを広域漁調や全漁調に出していくというのが本当は理想なのですよね、確かにね。

佐藤一道委員 ちょうど調子いいかもしれませんけど、鈴木委員と同じことを考えていまして、単年度単年度、いろんなテーマに沿って意見交換をしている中で、レビューの年があつてもいいのじやないかなと思ったのですね。とはいって、やっぱり似たような議題があるのは確かなことではなるのですけれども、そういう提案自体をされてはどうかなと1つ思いました。あと、もう1つは、やはり複数年出てきますクロマグロの話も今日ずいぶん盛り上りましたし、それもレビューのテーマの1つとして掲げてはいかがかなと思います。先ほど、だいぶ盛り上がってちょっと調べ物をしていましたのですけれども、前回委員会では広域漁調の違反者への対応方針案として、違反者には大臣から違反者への命令が出て、3回目は1年以下の懲役か50万円以下の罰金だとなっているので、罪人になるわけですよね、これは。おそらく、そういう3回も違反をする場合は相当悪質だとは思うのですけれども、そのくらい重大なことであるということは、会長からも加賀山課長からも広域漁調の仕事であるというふうには聞いたのですけれども、先駆けて、抵触しない程度にですね、広報活動はやっぱり急がれるのではないかと思いました。3海区の協議が開かれるときにはタイミング的には遅いかとは思うのですけれども、そういうことも含めてレビューにしていいのではないかなと、同じことを思いました。ただ具体的になると、難しいとは思うのですけれども。

議長 それをどういう議題にするかということですよね。指示がどのように守られているかというような各県ごとの調査の実態とか、そういったことかなとは思いますけれども。あとは、それとは別に広報活動がありますよね。広報活動は各県ごとに異なりますから

ね。他県がどうやっているのかはわかりませんし、やってないかもしないしね。

佐藤一道委員 当初配分と追加配分と全体の調整がつくまでのスケジュールについても、おそらく共通の不満というか、要望があるのではないかと思います。

議長 マグロの問題は確かに尽きないと私は思います。

佐藤一道委員 あと、もう1点、違う話題で気になっているのが、山形県においての、どういうカテゴリで表現していいか分かりませんが、小規模の漁業者と中核的な売り上げ規模をなすところと大規模とあると思うのですが、やっぱり中規模、大規模の廃業というのも目に入ってきてまして、そういうことというのは本県の漁業の水揚げ高に直接影響してくることではあると思うのですけれども、原因ははっきり聞いたわけではありませんが、おそらくこういったことというのは他県でも出てきていることではないかなと思いますので、山形県の現在の対応。それから、例えば国にいろんな支援を求めていかなければ新潟、秋田両方とも立ち行かない現状であるのであれば、3海区合同で要望を上げていくというような合意をまとめるというものがあつてもいいのではないかなと思いました。直接的には県内で規模を大きくやっている漁業者の方が廃業されているということが聞こえてきましたので、そういう対応も他県に問いたいなと思います。

議長 あんまり間口を広げても難しいのだけれど、議題として挙げるとするともう少し絞り込みたいですよね。

あと私、1つ思っているのは、この3県共通の話題として、3県ならではの話題として、私、ハタハタのことがあると思うのですよね。ハタハタ来なかつたじゃないですか、去年。1尾も来なかつたのかほとんど来なかつたのか知りませんけど、たぶん〇に近いのでしょう。どうなつちやっているのということと、実はこれも去年の広域漁業調整委員会、水研がハタハタの資源水準は横ばいだ横ばいだといつまでも言っているから、横ばいだったらなんでこんなに獲れないのだと文句を言ったのだけど、そしたら、皆さんが網を入れないところにいるのだと、またお決まりの文句が来たので、ちょっと待てって言って、あんたがたのこの推定資源量の計算は漁獲量から出しているのだろうという話をして、漁獲量の中に釣りによってとられているパーセンテージ入れてないのじゃないのと言ったら、そしたら水研が釣りなんかわざかだというので、いや、少なくとも山形県と秋田県はわざかじやないよということを秋田県と山形県で連名で報告したら、広域漁調の会長は水産の関係の大学の先生ですが、その会長がとてもびっくりしていて、それで水研の方にもう1回検討し直してくれというふうなことを言ってくれたのですが、その広域漁調の後に昨年末の漁期を迎えて、山形県も秋田県も激減という結果が出たので、そろそろもう水研も資源量は横ばいですとは言えなくなってきたと思うのですけれども、ちょっと私はそのへんを3県で検討したいなあと。我々ハタハタが口に入らなくなるのではないかと。私、大黒様の日に、ハタハタに代わる魚、何か田楽で出していますよね。それから、私、初めてスーパーでオスのハタハタの田楽を見ましたからね。大黒様は本当はオスを使っちゃいけないですよ。秋田地方のスーパーであるジェイマルエーが今酒田と鶴岡にありますけれども、昔、最初の年に酒田で大黒様を迎えた時に、酒田の食習慣を知らなかったのでオススメ両方のハタハタを使って田楽を作ろうとしたのです。それを地元の人から何をやっているのだと、こっちじや大黒様にはオスは使わないのだよと言われて、慌ててオスのハタハタの田楽を出すのをやめたという笑い話があるので、じゃあオスのハタハタをどうしたのかというと、翌日全

てハタハタのから揚げというメニューで出してました。でもそんな笑い話が笑い話でないわけですよ。今シーズンはト一屋ではっきりオスのハタハタの田楽を大黒様の日に売ってましたから。本当にこの郷土料理に使われるハタハタが一般市民の手の届かないところに行ってしまうのではないかというこの事態を、指をくわえて見ていいのだろうかなと。私はこのハタハタ問題を実は3県で取り上げていきたいなとは思っていました。皆さんそのへんはどうですか。ハタハタを獲らない方は関係ないかもしれません。池田さんあたりはハタハタ獲ってらっしゃるのでしょうから。

鈴木委員 ハタハタはハタハタでいいですけど、マグロもさっき出た1人1尾持ち帰ってもいいという問題があつて、新潟・秋田がどういう考え方で、水産庁の意向でなくて、県としてどういう対応を考えているか、そこらへんを意見として聞きたいとは思うのです。あと、プレジャーとどうやって共存・共栄ということでの考え方、そのへんも併せて議論をしていってはどうでしょうかと思います。

議長 プレジャーと漁船とまとめてTAC管理とかいう手もありますからね。それがいいかどうかということもありますけれども。だから、マグロ全般にしちゃうのか、マグロのどれかポイントしほるのかという問題ですよね。重作委員の話みたいに、今の30キロ以上の1人1尾という制度ができたのだけれど、どうやってそれ監視していくのという問題にピンポイントで絞って議論したほうが議論はやりやすいでしょうね。マグロ問題全般というとはあまりに間口が広くて、たぶん3県の話がかみ合わないと思うのです。そうすると、マグロがあまりにも間口が広すぎるので、本当に絞ってこの問題について各県どうなのというふうにした方がいいかもしないし、もしマグロで2つ出すのだったら、それぞれを独立の議題として出さないと今言ったようにかみ合わないから、1つは今の広域漁調で決まった今の1人1尾持ち帰りというのを、どうやって実効性たらしめるかということを各県どう考えてますか、あるいはもし実行していることがあったら教えてくださいというような提案が議論しやすいですね。マグロについて、今の1人1尾について、あとまあ、30キロ未満は本当に獲ってきてないのというその程度ですね。だから、30キロ未満は獲っていないかという問題と、30キロ以上はちゃんと1尾に収まっているかという点と、これについてどちらも同時に調査できますから、その点議題で1本出すというのはどうでしょうね。これでまずいきますか。で、議題は1個でも2個でもいいのだけど、ハタハタはよろしいですか。もたもたするといなくなっちゃうのではないかと私は不安なのですけど。私、結局去年ハタハタの湯揚げ食べなかつたです、1回も。池田さんいかがですか。

池田会長代理 これは、難しい問題だろうな。去年あたり見ると、秋田でもついたところとつかないところとあるのだ。

議長 でしたね。

池田会長代理 うん。最終的に去年の12月の7日か8日から、3日か4日獲れた。それも本荘沖だけ、ロランで100番くらいの間、船川の船から金浦、象潟までそこに集中した。そこだけで、3日か4日の勝負で、値段がいいので1千万くらいすぐ獲れたからね。そうすると、山形県の海はというと、薄くていないのだ。水温関係なのか、何の関係なのかわからないけれども、塊、塊でできているものだ。過去のデータを見ると、平成5年あたりに秋田で禁漁になっているわけだ。全般的に前の方はハタハタの問題が秋田でい

っぽい出てきていたよね。今になれば、例年の問題からはハタハタはちょっと消えて、マグロの問題が出ている。だから、これからまたハタハタがどうやって変わっていくのか、それについて秋田県の意見とかを聞いて、秋田に聞いたところで秋田県だって困るだろうと思うけれども。ただ、全体的に海が変わっているからね、去年だってカニを試験操業すれば大漁だ、大漁だと言ってみても、蓋を開けてみたら全国的にカニはいなかつただろう。まあ、メスはある程度あったし。ただ、今年今、聞いている情報では、アカエビが今全国的に不漁だろう。試験場あたり、わかると思うけど。結局、その年、その年で、魚の動きが全然変わってきているということになるので、ハタハタを今上げて来年どうのこうのって言ったところで誰も回答も出てこないと思うし、俺たち漁師は何十年もやっているけれども、ああ、今年は獲れるのではないかと、皆期待を持って行っていることは間違いないのだが、やっぱり水温の関係なのか餌の関係なのか、現状が年々変わっているということが1つ頭にあるのだよね。だから、今これで、秋田が来年あたりハタハタについてどういう見解を出してくるか、自分もわからないけれども、それに3県ハタハタどうですかと出してやっても、ガニはどうですかとか、エビはどうですかとかいったような、ある程度の名前を挙げて聞いてみても挙げられた方も困るのだろうし。ちょっとそういうものも全般的に見て、さつき鈴木委員が言ったようにマグロのレジャーの1本というものをどういう取り締まりでやるかとかそういうのは、3県でも協力してやれるというメリットがあるのではないかと思う。

議長 要するに、全国会議に行くと、ハタハタって結構軽く見られているような感じがするのですよね。まあ一部の地域でしか獲れないから、日本海側の上と下でしか獲れないわけですから、全国会議に行くとなんか軽く見られているような気がして、若干腹が立つのですよ、我々にとって大事な食料なのって。こんなにこの10年間で右肩下がりで減っているのに、資源量が変わらないなどということを言われるとちょっとカチンとくるのですよ。どこまでちゃんと真剣に調べてくれたのかなというふうに言いたくなるので。まあでも、あまり議題を増やしてもだめなので、では今年はレジャー一船による大型まぐろの採捕の実態調査の方法なり、実施状況各県いかがですかということ1本でまとめるということでよろしいですかね。はい、それではそれ1本でいきたいと思います。ハタハタは一応池田さんに様子見ていただきたいと思います。でも、ハタハタは私あまり増えそうな気がしないのですよね。北港に卵産みにこないですからね。あと、私思ったのは、ハタハタが接岸しなかったということは、今シーズンは山形ではハタハタの産卵がなかったということですかね。それとも沖で産卵したということですかね。沖で産卵した場合に、ふ化するのですかねという問題が私思ったのですけど、これは、研究所の方でわかりますか、ハタハタって沖で産卵できるのですか。

阿部所長 はい、産卵はできると思いますけど、水温が低すぎて生育には適さないと思いますし、第一、ハタハタの敵となるような魚が周りにいっぱいいるわけですから、たとえ生まれても魚のえさになってしまふ可能性が高いのかなというふうに思います。

議長 じゃあ、今期を境に山形県のハタハタは激減の可能性があるということですか。

阿部所長 ハタハタ自体は、2017年にある程度の量が生まれて以降、大量発生ってないのです。5年間ないということは、もう増えるデータがないのです。これはタラも同じなのですけどね。

議長 ハタハタの寿命は。

阿部所長 5歳と言われていますけれども、だいたい3歳くらいでいいところですね。4歳以上もたまにある。なので、それは秋田も同じ状況で、秋田の方の水産振興センターでも増えるような要素がない中でどう管理していくかと、というところが今議論されているところです。

議長 いなくなつてから禁漁しても増えないものね。

阿部所長 去年の接岸シーズン、唯一日本海側で増えたのは、北海道なのです。で、もしかしたら、11月、12月とすごい水塊配置が悪くて、11月は高い水が山形県沖にあって、12月になつたら冷たい水が差し込んでくるという中で、北海道の方まで行つてしまつたのかもしれない。今、実際ハタハタが獲れていますから、ハタハタって秋田と能登沖を往復する魚なのです。秋は鼠ヶ関で獲れて、由良で獲れて、酒田で獲れるという順番です。で、春は上っていく。今実際、由良沖でもある程度獲れているみたいです。その群れはあるのです。群れはあるけれども、水塊がつかえてちょっと接岸できなかつたのかなという印象です。

議長 基本的には回遊魚ということ。

阿部所長 そうです。

議長 まあ、南の方のハタハタは朝鮮半島まで行ってくるのだものね。

阿部所長 まあ、タラは1年中沖にいて、冬期間だけ移動するのですけれども、ハタハタは割とグルっと広く日本海を回つていくやつで、あとは朝鮮の方で卵を産んで夏鳥取沖に来る群れとか、後は噴火湾は低水準値、そういう格好で大きく移動するので、移動する過程でちょっと水塊の関係で本県とか秋田の方には接岸しづらかつたのかもしれないけれども、稚魚調査では最近多く獲れるようなデータはないでちょっと増えるのは厳しいのかなという感じがします。

池田会長代理 ハタハタは3系統なのではないのか。山陰の方は北朝鮮に行く、ここの中は青森まで行って、北海道は北海道の頭の短いハタハタなわけだ。あれは、去年の大黒様のあたり、小樽で獲れたのだが、あれは系統が違うのではないか。

阿部所長 それは北部日本海だから、こっちに接岸できなくて、北海道の方まで行つてしまつたのかなあとは思うのですね。北海道にある系群は噴火湾、太平洋側の系群なので、北海道の日本海の方にはあまり来ないとと思うのですね。なので、よくわからない部分があるのですけれども。今、なぜハタハタが獲れているか、それは南に下るハタハタが獲れているのです。つまり、日本海の北部にいたのです。でも、山形県沖秋田県沖には接岸しなかつたということです。それで、その接岸しなかつた群れが今南下する段階で底びき網漁業の網に大漁ではないけれどもある程度の量獲れているというのが現状です。

池田会長代理 今はもうだいたい終わつたよ。

議長 でも、いても接岸できなくて、産卵しても育たなければいなくなるわね。いざれは

ね。供給源がないのだものね。だって、まさか山陰のハタハタがこっちまでくることはないのでしょう。系群として交流はないのでしょうか。

阿部所長 能登沖、鳥取沖は混じり合う可能性はあると言われています。

議長 両方がね。種類が違うのだものね。

阿部所長 種類は同じですけど、行動パターンが違う群れということです。

議長 まあね。産卵しないというのは本当に深刻な事態ですね。

阿部所長 そのあたり、最上丸でも毎年、ハタハタ、マダラ、カレイ類の稚魚の発生状況等をお知らせしていますので、逐一皆さんに情報を提供しながら資源動向について共有していきたいと思います。

議長 ありがとうございます。では、この件につきましては、レジャー船による30キロ以上のマグロのバッギリミットの遵守状況といいますか、調査方法とか、30キロ未満は持ち帰っていないかどうかという問題。ちなみにうちの近所にも若い連中でマグロ釣りの船を出している人がいるのですけれども、家の前にクーラーが積んであるのですが、あれ、これ30キロ入るかなという大きさのクーラーなので、こいつら本当に小さいの持ってきてないのかなというふうに疑問に思うことがあるのですけどね。最近は若い人がマグロに向かいますよね。結構体力勝負の釣りでもあるから、若い人が向かうのは分かるのですけれども、どうも正直本当に30キロ未満持ち帰っていないのかと言われると、なんか様子を見ていると怪しいなという気がしてならないので、そのへんきちんと議題としてやっていきたいと思いませんけれども、たぶんマグロ釣りなのですから、レジャー船でのまぐろ釣り、秋田県と山形県では結構盛んなのですけど、あまり新潟県でレジャー船でマグロを釣ったという話、私は聞かないのですよね。何か情報ありますか。釣りによるマグロはほとんど山形県と秋田県で盛り上がっているという感じですよね、新潟はちょっとするのが絞りづらいのかもしれないけど、だだっ広くて。まさか新潟の方から出航して佐渡まで行かないしね。まあそういうことも含めて、情報交換ができればなと思います。第5号議案はこれでよろしいですね。

一同 (特になし)

議長 はい、では全体をとおしてその他、まず委員の方、何かありますか。

佐藤栄一委員 ケンサキイカの電気釣の現状を浜でいろいろ聞きとりをしたと思うが、その後どうなっているか、これからどうするのか。

大川主査 ちょっとまだ詰まっていないのですけれども、聞き取りの方は浜から一とおりお聞きしまして、試験として取り組んでいけないかということで、検討していきたいという方向で今考えているところです。まだ具体的な話がまだ詰まっていないので。

佐藤栄一委員 魚種とか漁場とか時間とか重なるわけだから、情報をいろいろ聞きながら浜の話も聞きながらと思っていたけど。

大川主査 今年のケンサキの獲れ方ですが、去年は底びきの方で早くから獲れ始めて3月、4月ぐらい、3月1.5トン近く、4月は3.8トンくらい底びきで結構獲れていたのですが、今年はあまり獲れていない状況で、底びきで4月で171キロということで、あまり多く獲れてきていない状況が今あります。今年、もしかしたらあまり来ないかもわからないですね。今お話できるのはこの程度です。

議長 よろしいですかね。

佐藤栄一委員 はい。

議長 また新しい情報がありましたら次回海区のときにでも教えていただければと思います。ほか、その他の件で何かありませんか。

池田会長代理 ちょっと試験場に聞きたいのだが、ずっと長年見ていると、魚の定着率が変わっている。昔であれば6月頃クチボソなんか出てくると1週間もそこで獲れる、近年は、クチボソが出てくると、次の週にそこに行くとあと動いている、沖合へ沖合へと1日10キロから20キロまでポンポンと行って、1週間もしないうちにあとタラ場でクチボソが入ってくるとか、クチボソを例にとればそんな感じだ。昔からすると魚の同じところにいる定着率がものすごく悪くなっているというか、なぜこういうことになっているのか、ちょっとわかる範囲で調べてもらえないかと思って。この前テレビでも、山形県ではない他のところの人が、他のところで定着率が悪くて魚が獲れないという話をしている人がいて、うちも同じだなあと思って。海が変わってきてることはわかる。なんで変わっているのか、定着率が悪いが、なぜ魚の動きが早くなっているのかそのへんちょっと最上丸で調べられるようであれば、調べてもらいたいなあと思って。今年は全体的にカレイ類が全然ダメなのだ、何カレイでも。いろんな魚、タイでも、いたと思えばすぐにいなくなっている。定着率がなんで悪くなっているのか、今の最上丸で調べられるなら調べてほしいなあと思う。

阿部所長 重要なテーマだと思います。定着率が悪いというのはまあ底の魚の移動が激しいということ。要は、居心地がいい期間が長続きしないと。餌が少ないとすぐ移動してしまうということですね。または、その魚そのものが少なくて、群れが小さいとか、そういう理由だと思うのですけれども、例えば、今から30年くらい前ですか、タイ釣りの餌には餌料びきをしてエビを自ら獲ってそれでタイを釣っていたわけですけれども、今はエビ場にはそういったエビとかいないのですよね。だからそういう場所で生まれ育つシロギスなんかも増えないままということですね。まずオカの生産力がすごく無い状態です。今、同じ場所を網で曳くと私の先輩方のときには小さい網を曳いても、バケツ2杯くらいの稚魚とかヒトデとかカニとかエビとか獲れた、今はザルの半分しか獲れないです。ずっと生産力が低いままなのですよ、オカの方は。で、沖の方のカレイがいる場所の方はどうかというと、例えばこれは新潟からの報告なのですが、カレイの稚魚が獲れればそれが生き残って2年後3年くらいに漁獲に結び付くというのが今までのデータだったのですが、稚魚がいっぱい獲れても、それが成魚になる前にどつかに行っちゃう、消えてしまうというのがあってですね、それもよくわかっていない。だから、本当に亀五郎さん言われていたように、昔の常識が通じなくなっているのが、今の現状の海だなというふうに思いますし、それが何が原因でどうしたら解決できるのかと

いうのはなかなか深淵なテーマですけれども、取り組んでいきたいなというふうに思っています。

議長 そのことで、下水道の完備が原因じゃないかという説もあるじゃないですか。あれは信ぴょう性があるのですかね。

阿部所長 水清ければ魚住ます、それは真実だと思います。唯一魚が増えているなと思うのは東京湾くらいです。東京湾くらいのたくさん河川があつて人口が多いところだと、今の排水基準でちょうどいいくらいの栄養分が供給されているのかなと思いますし、あの基準を一律展開すると他のところはやはりちょっと栄養分が取られすぎてどんどん海がやせていくというのは現実的にありうることだなというふうに思います。

池田会長代理 結局河川がみんなコンクリートになったろう。そうすると、今は、山形で朝に雨が降ると夕方にもうここに来るわけだ。昔は3日くらいかかって泥水などでムシなど餌になるものを海に運んで来ていたわけだ。だから、このへんの沿岸は、昔なら今頃になれば真っ赤になってプランクトンが異常発生していた、今なら何もない。それだけプランクトンが海に流れてくる量が少なくなっているから魚も少なくなっているのかなあとは思っているけど。下水の水にプランクトンと一緒に流れてこないもの。

議長 昔は漁港の排水溝の前でうじやうじや魚がいたものだけど。今、どこの漁港も魚いないですものね。

池田会長代理 いる。そこにニシンが最近いるそうだ。飛島丸向いで。ニシン。あそこ一番いい漁場だって。イワシは来る、アジは来る、今度ニシン俺5尾釣ったって言っているもの。

議長 なかなか厳しい情報ばかりで、なかなかいい話がないですね。その他、あとよろしいですか。

鈴木委員 行政の方にお願いだが、このマグロの問題も、ケンサキイカの話も出たが、新しいルールやシステムづくりをする上でこここの委員会で議論し、決まったことを浜に落として実行するというのはいいが、もう一方の組合なり行政が管理能力をもっと出して管理することによって、このシステムがもう少し実効性のあるシステムになりえると思う。県庁ではここが削除されているから浜で常にケンケンガクガクと議論しなければならない場面というのが多い。そこらへんも踏まえて、今日は課長さんも來たし、今度は部長でもいいし、副知事でもいいし、呼んで委員会を開いて、今後山形県の水産業をどういう方向にもっていくかというそこも一つ提案しながら議論してはいかがですかなと思います。

議長 一応、県に対する要望ということですね。

鈴木委員 要望です。

議長 という意見もありますので、県の方でも頭に入れておいていただければありがたいです。ということでよろしいですかね。では、本日の海区委員会これにて終了させていた

だきます。ありがとうございました。

上記のとおり第 413 回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和4年5月10日

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄 

委員 本間 和憲 

委員 伊原 光臣 